

▼ 親族が死亡された場合の役場でのおもな手続き

窓口 番号	係の名称	手続きの内容	手続きに必要なものなど
1	住 民	○印鑑登録証の返却 ○世帯主変更	印鑑登録証を返却してください。
3	原 爆	○ 葬祭料請求	① 被爆者健康手帳 ② 健康管理手当等証書 ③ 認定書（医療特別手当受給者のみ） ④ 死亡診断書（コピーで可） ⑤ 預金通帳（葬祭料請求者分） ⑥ 会葬御礼ハガキまたは火葬許可証の写し（両面） ⑦委任状（⑥に記載されている方以外が受取りをする場合）
	障害福祉	○ 身体障害者手帳返還 ○ 療育手帳返還 ○ 手当廃止	▽ 身体障害者手帳 ▽ 療育手帳・印鑑 ▽ 証書 ▽ 印鑑
4	国民 年金	○ 遺族年金請求 ○ 未支給年金請求 ○ 死亡一時金請求など ★請求者は、一般的に配偶者が生存の場合 →【配偶者】が請求者となる。 配偶者も死亡している場合 →【子ども】となる。	亡くなった 方の 【請求者】の ①証書（受給者）手帳（被保険者） （配偶者がいる方はその方の年金手帳・証書） ②戸籍謄本（又は除籍謄本） ③住民票の除票 ④戸籍謄本（亡くなった方との続柄がわかるもの） ⑤住民票謄本 ※住民票・戸籍の申請に委任状が必要な場合があります。 ⑥印鑑・預金通帳 ⑦個人番号（マイナンバー）がわかるもの
	厚生 年金	○ 遺族厚生年金請求 ○ 未支給年金請求 ○ 死亡一時金請求など	▽上記①～⑦の書類など ▽死亡診断書のコピー（遺族年金請求時） 【請求者】の ▽年金証書（年金を受給している場合） ▽所得証明書・預金通帳・印鑑 ↳※代理の方が申請される場合は委任状が必要です。
	健康保険 (国保・後期)	○ 葬祭費請求 ○ 被保険者証等の返却	▽保険者証・印鑑・預金通帳（葬祭執行者の分）・会葬御礼ハガキ ▽保険者証・印鑑・預金通帳（相続人）
5	介護保険	○ 介護保険証等の返却	▽介護保険証及び各種認定証・印鑑・預金通帳（相続人）
	水道局	○ 水道使用名義人の死亡	▽廃止及び変更届が必要
	農業委員会 (2階)	○ 農地所有者が死亡した場合	▽届出様式（農業委員会にて配布） ▽委任状（司法書士・行政書士等が代理で届出を行う場合）
	税務課 固定資産税係 (3階)	○ 納税義務者が死亡した場合	▽固定資産を現に所有する者に関する申告書 (税務課にて配布)
問い合わせ 長与町役場 各係 095-883-1111 (代表)			

【役場以外の主な手続き】 ※直接各機関にお尋ねください。

民間生命保険、金融機関、日本郵政（旧郵便局簡易保険金請求など）、
法務局（法定相続情報証明制度、自筆証書遺言書保管制度など） など